

## 香美町農業委員会総会(第9回)議事録

- 1 開催日時 令和2年11月24日(火) 14:30～16:30
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)  
会長職務代理者 2番 古川 功兒  
委員 3番 岡田 久志  
4番 西村 功  
5番 井村 壽之  
6番 文堂 福一  
7番 中村 成一  
8番 門垣 日出男  
9番 中村 彰男  
10番 山本 薫  
11番 山本 太一  
12番 吉川 正人  
13番 橋本 幸長  
14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(1人)  
会長 1番 亀村 庄二
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)  
代表 1番 中川 君雄  
2番 高田 勝  
3番 青山 政行  
4番 原 君枝  
5番 小林 隆夫  
7番 田野 豊博  
副代表 8番 東垣 泰彦  
10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)  
6番 田中 晃  
9番 毛戸 良久
- 7 議事日程  
第1 会期の決定 11月24日 1日間  
第2 議事録署名委員の指名  
第3 報 告 合意解約通知書について  
第4 議案第27号 非農地証明願承認について  
第5 議案第28号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
第6 議案第29号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について  
第7 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 藤原 博文  
事務局次長 福島 功  
書記 寺川 公人
- 9 会議の概要  
議長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。  
(異議なし)  
議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。  
議長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。  
本日の議事録署名委員は5番「井村壽之委員」と6番「文堂福一委員」にお願いしたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、5番「井村壽之委員」と6番「文堂福一委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3報告に入ります。報告事項として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を3件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第27号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから32ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第27号 番号1番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地は、県道味取熊谷線を2kmほど進むと町道との分岐点がありますが、その町道を1.5kmほど進んだところにあります。 現地は現況写真のように耕作放棄され、また土砂流入によって農地としての原形をとどめていない状態にありました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませぬか。  (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第27号 番号2番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「中村成一委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、香住警部派出所から北へ80mほど進んだところにある交差点を東側に入ったところにあります。 現地は宅地化されておりました。申請地は昭和57年頃に集合住宅が建築され現在は更地になっています。地目変更登記のための願出です。
議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませぬか。  (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p> <hr/> <p>議 長  次に議案第27号 番号3番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>8番  申請地は、国道482号沿いにある小代物産館の一部区画です。 申請内容は、小代物産館裏手の農業用施設用地を個人に所有権移転したことに伴い、不整形な土地を構造物で区切って整理をするもので、地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長  「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長  質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長  異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p> <hr/> <p>議 長  次に議案第27号 番号4番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>8番  申請地は、町道石寺新屋線沿い小代中学校の手前に野間谷集落にあがる交差点がありますが、その交差点を野間谷集落方面に2kmほど進んだところに採石場の駐車場がありますが、その上にあります。 申請地は、現況写真のように昭和40年代に植林された杉が大きく育ち杉林になっていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>議 長  「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>議 長  質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議 長  異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p> <hr/> <p>議 長  次に議案第27号 番号5番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「山本薫委員」と「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>

10番	申請地は国道9号ハチ北口交差点を西側に150mぐらい進みますと湯福橋がありますが、その橋を渡ってすぐを左折し150mぐらい進んだところにあります。 現地は、昭和の終りぐらいに建てられた車庫がありました。地目変更登記のための願出です。
議長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第27号 番号6番の非農地証明願について、11月19日に現地調査委員であります「井村 壽之委員」と「中村成一委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、JR香住駅から200mほど北にあります交差点の南西角です。 現地は、昭和55年に共同住宅兼店舗が建築され現在は道路拡幅工事のため更地になっています。地目変更登記のための願出です。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第27号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に、日程第5 議案第28号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①33ページから73ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第28号 番号1番の申請について、11月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、石寺集落の手前約500m、国道482号の西側にある採石場から200mぐらいすすんだところにあります。 現地は、平成9年に建てられた牛舎と放牧場がありました。この度、譲渡について双方が合意したもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第28号 番号2番の申請について、11月19日に現地調査委員であります「井村壽之委員」と「中村成一委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から500mほど村岡方面に進んだところにある森郵便局があります。その郵便局の前に県道から圃場へ入る道がありますが、その交差点を東側に200mほど進んだところにあります。現地は、田として、また水路も良好に管理をされておりました。隣接地も全て農地でありました。申請内容は、父から子へ経営継承するもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第28号 番号3番の申請について、10月21日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、先月の農業委員会において空き家バンクに付帯した農地の下限面積で審議された場所です。申請内容は、不在地主である譲渡人から譲受人への所有権移転登記のための申請です。
議長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第28号 番号4番から番号8番の申請について、11月19日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

11番	申請地は、県道香住村岡線沿いにある道の駅あゆの里矢田川から100mほど村岡方面に進んだところにあります。 申請内容は、営農を開始するため譲受人からの要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に番号5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号5番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に番号6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号6番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に番号7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号7番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に番号8番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第28号 番号8番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に日程第6 議案第29号「農地法第3条第2項第5号括弧書きに定める別段の面積(下限面積)の指定について」を議題とします。事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。
事務局	議案の朗読と内容説明をする。
議長	事務局の朗読と内容説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。  (質問・意見等なし)

議 長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。原案のとおり指定することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第29号は原案のとおり指定することに決定しました。

議 長 次に日程第7 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議 長 事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。

農林担当 「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。

議 長 担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

(質問・意見等なし)

議 長 質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟